

## 障がい福祉サービスでの食事提供体制の継続を求める意見書

今年11月27日に開かれた厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、平成30年4月からの同報酬改定の中で、障がい者通所施設で提供されている昼食の調理にかかる人件費への公費負担である食事提供体制加算の廃止が提案されました。

通所施設を利用する人の多くは、自ら得られる収入がないか、ごくわずかである。食事提供体制加算が廃止されれば、通所施設を利用している障がい者は施設で提供される食事は全額自己負担することになり、利用者への大幅な負担増となります。

障がい福祉の利用者負担については、平成22年に交わされた国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士との基本合意や、平成23年の「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」も経て、順次軽減されてきました。

そうしたこれまでの国の見解を尊重し、障がいのある人が地域の中でよりよく暮らしていくためにも、現行通りに加算は必要です。

よって国におかれては、通所施設昼食代が利用者全額自己負担とならないよう、来年4月の障害福祉サービス等報酬改定の中で、通所施設に対する食事提供体制加算を現行通り継続されるよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月20日

京都府長岡京市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣